

令和6年度 稲敷市立江戸崎中学校部活動活動方針

1 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心を持つ同好の生徒が、各部活動の責任者の指導の下、自発的・自主的に行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 本校のめざす生徒像

- 進んでみんなのために行動する生徒
- 目標をもち、計画的・継続的に学習する生徒
- 健康で、自ら鍛える生徒



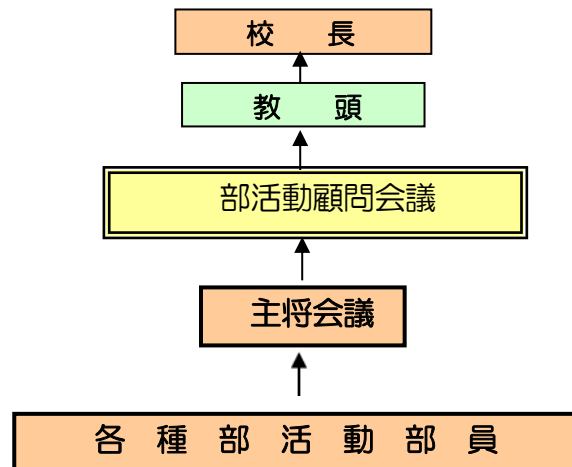
部活動を通して心・技・体の調和のとれた生徒の育成

- スポーツに親しみ、スポーツの精神を高揚し、健康増進と体力の向上を図る。
- 文化・科学・芸術に親しみ、創作や追求、協同の心を培う。
- 部活動を通して、礼儀・規律を重んじ、よりよい生活や集団を築こうとする実践的な態度を身に付ける。(人間性・社会性の育成)
- 常に目標を立て、練習を工夫し、個や集団の技能の向上や修得に努める。
- 生涯にわたって、生きがいをもってたくましく生きる力となる基盤をつくる。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

① 運営組織



② 部活動顧問会議

部活動の円滑な運営を図るために、顧問会議（全職員）を設ける。規約や組織、休部・廃部、諸問題等を審議する。

- 主将会議 部活動顧問会議の内容の伝達・指導、諸問題の解決（※月に1回程度）

役職	人数	担当者
運営委員長	1	
運営副委員長	1	
バス配車担当	2	
主将会議担当	3	

- ア 生徒の安全確保、指導内容の充実と部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部顧問の複数制や部活動数の調整を図る。
- イ 近隣の学校間における連携や中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していく。

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって、文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「P D C A サイクル」を着実に実施していく。さらに、計画前に、調査、計画の目標等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努める。

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に、「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように、どのくらい行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導を実現できるようにする。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 校長は、「茨城県部活動運営方針」並びに「稲敷市部活動方針」に則り、毎年度、「江戸崎中学校部活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、学校方針、活動計画、活動実績を学校HPへ掲載し公表する。

※活動計画とは、部顧問及び生徒が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

※可能な限り、生徒自らが活動計画等を立案し、運営する体制を構築する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- 生徒のニーズに応える部活動の体制づくり
- 発育・発達に応じた部活動の指導の工夫
- 地域との連携を図る部活動の取組

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(2) 地域移行の推進

ア 校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域の井スポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

イ 令和5年度から段階的に地域移行を進め、令和7年度末を目処に、休日に部活指導を行う教員をゼロにする。

※積極的に地域人材の活用をしていく。

5 活動規定

(1) 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

① 活動時間（平日の活動時間を以下のように設定する。前後半の区切りを15日とする。）

月	部活動終了	完全下校	実質時間
4月	17:00	17:15	60分
5月～9月	17:15	17:30	75分
10月前半	17:00	17:15	60分
10月後半	16:30	16:45	30分
11月前半	16:15	16:30	15分
11月後半～12月	16:15 完全下校 ※活動については、部活ごとの裁量とする。		
1月	16:15	16:30	15分
2月前半	16:30	16:45	30分
2月後半～3月	17:00	17:15	60分

※ 完全下校15分前には、活動を終了し、反省や後片付けをして下校指導する。

※ 熱中症事故の防止のために、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこととする。

② 適切な休養日等の設定

ア 月曜日は原則として、部活動中止とする。

(月曜日に部活動を実施した場合には、他の平日に休養日を振り替える。)

イ 各部活の実情にあわせ、週あたり2日は部活動を実施しない日をつくる。(平日1日、土曜日または日曜日を休みとすることを原則とする。)

ウ 1日の練習時間は、平日は2時間以内、休日は3時間までとする。

1週間の合計した練習時間は、11時間以内とする。

ただし、休日に練習試合や大会等により、休日の1日の上限(3時間)を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り返る。また、週末等に大会等で連続して活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。(月曜日を週初めとする)

※ 3連休(金土日や土日月)の場合には週11時間を超えない。土日のどちらかは必ず休養日に当てる。

※ 週中日の祝日に関しても11時間を超えない範囲で活動しても良い。

エ 朝の活動については原則行わない。

オ 前期末テスト・学年末テスト期間は練習を中止する。

(定期テストのある1週間の平日、実力テストは1日前)

カ 長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

・夏季休業期間中 8月10日～8月18日〔夏季休業期間中の活動日の上限：20日程度〕

・冬季休業期間中 12月27日～1月6日

キ 部活動において、活動規定やその他の問題等について指導を重ねても守れない状況が生じた場合は、顧問会議において全部活動を中止とし、期間についても審議する。なお、部内における問題等については、顧問が判断し、校長および顧問会議に報告する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう設定する。(土曜日または日曜日のどちらかを休みとすることを原則とする。大会等に土日のどちらかも参加した場合には、休養日を他の休日に振り替える。)

イ 総体、新人大会を含め、大会に参加するにあたっては、事前に管理職に相談し承認を得る。なお、大会数については過度にならないよう配慮する。

ウ 年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表する。

(3) 指導監督

生徒が練習をする場合は、原則として、顧問がついて指導する。出張や会議、急な用件で場を離れる場合は、同じ活動エリアの顧問に巡回指導を依頼する。それでも、難しい場合は、活動を中止する。

(4) 練習服

ア 練習時は、学校の服装規定にそったもの、部活動指定の練習服、ユニフォーム等を着用させるようにする。

イ 休日の登下校は、学校指定のジャージまたは制服とする。ただし、防寒のために防寒着を着ても良い。

(5) 昼食について

- ア 昼食は、各自家庭から持参する。(買い食いは禁止)
- イ 飲み物は水筒にいれる(ビン・缶・紙パック・ペットボトルは禁止)
ただし、暑さ対策として補充用のペットボトルを持ってくることは可とする。
- ウ ゴミは、必ず持ち帰る。

(6) 自転車の利用について

- 各部活の駐輪場所は学年の駐輪場とする。
- ア 指定された場所に、整頓して駐輪し、必ず鍵をかける。
 - イ 自転車ステッカーを貼り、許可の有無を明らかにする。
 - ウ ヘルメットやタスキの着用厳守、安全点検(ブレーキ・ライト・ハンドル等)に努める。
 - エ 改造自転車や安全性が不十分なものは乗らないように指導し、保護者の協力を得る。

(7) 部室の使用について

- ア 部室の使用は、部活動の時だけとする。それ以外は施錠しておく。
- イ 部室には、部の備品、消耗品、練習試合用品等をおく。不必要なものは置かない。
常に整理整頓、清潔につとめる。※教室のロッカーに入らない物を教室に持ち込まない。
- ウ 部室内での飲食は禁止する。
- エ 部室内でのミーティングは禁止する。
- オ 部毎に備品や消耗品の管理を徹底する。(授業との共有は体育科で管理)

<部室位置>

2F		女子テニス			男子テニス		
1F	倉庫	野球	サッカー	体育科倉庫		陸上	

※柔道部・剣道部は武道場内の部屋を使用。

※体育館内の部活は体育館の倉庫や靴箱に用具やシューズを片付ける。

(8) 1年生の加入について

- ア 1年生には、見学及び仮入部期間を設け、自分の興味・関心、適性にあった部活を自分の意思で決めるように指導する。

● 見学・仮入部期間 … 4月16日(火) ~ 5月2日(木)

● 入部届出期間 … 4月22日(月) ~ 5月2日(水)
(生徒・保護者 → 担任 → 顧問)

● 正式入部 … 5月7日(火) ~

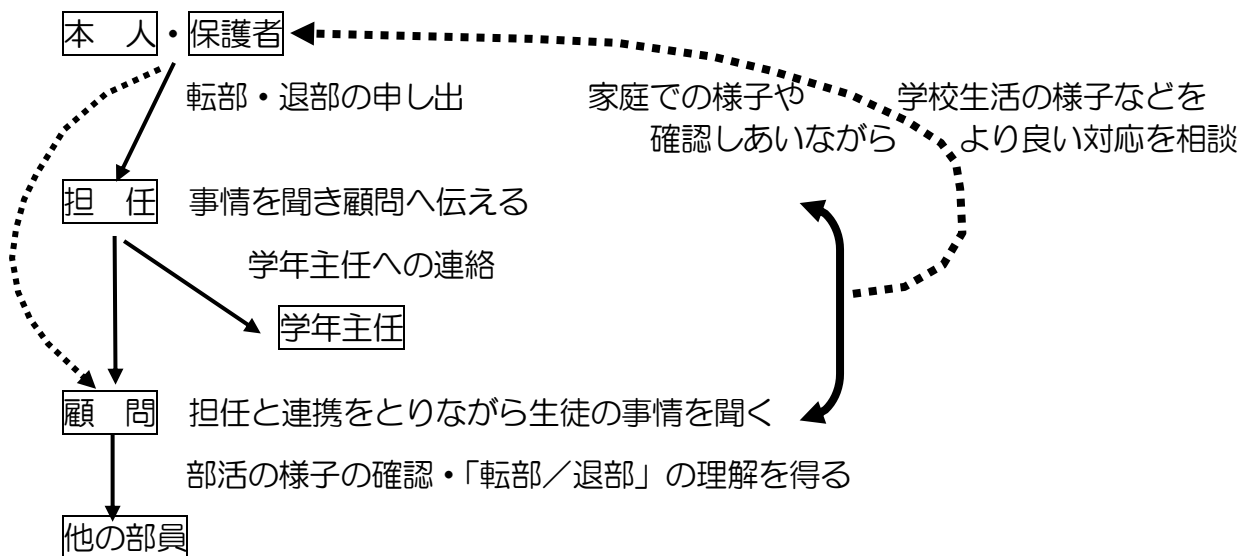
- イ 下校時刻については、2・3年生同様、17:00終了で17:15完全下校とする。

(9) 2・3年生の入部(継続)について

- ア 入部及び活動の意思を確認するために、継続届を提出させる。
- イ 2年生及び3年生の継続届け提出期限は4月19日(金)までとする。
配布: 始業式(担任から) 生徒・保護者(提出) → 担任(把握) → 顧問へ

(10) 転部・退部について

3年間継続して部活動を行うことが望ましいが、生徒の要望や家庭の事情により、転部または退部の申し出があった場合には慎重に対応し、今後の学校生活が円滑にいくよう配慮する。



※ 何よりも本人の学校生活が円滑にいくようにするためには、どうすることが最善の方法かを考えながら対応する。転部／退部後も部員とのコミュニケーションが自然にとれるようにすることが望ましい。

(11) 対外試合について

- ア 対外試合をする場合は、事前に許可申請書を部活動主任に提出し、学校長の許可を得る。(実施日の1週間前には承認を得ることができるようにする)
- イ 集合時刻や解散時刻は、その月の完全下校時刻にそったものとする。
- ウ 場所により、適切な交通手段を選択し、万全なる安全確保に心がける。
- エ 現地集合などで保護者送迎を行なうときは、自分の子どもだけを乗車させ、他の生徒を乗車させることを禁止する。
- オ 自転車での移動の場合は、道路状況や道順、ヘルメット・タスキの着用、安全点検、交通ルール等について事前指導を十分行い実施する。
- カ 事故や災害に対応できるよう、応急手当用具、生徒名簿・緊急連絡先を準備して移動する。
- キ 事故が生じた場合は、速やかに学校に連絡し、その他の生徒はその場に待機させ、学校からの援助者が来るのを待つ。その間顧問は、家庭への連絡、医療機関への連絡(搬送)を行う。
- ク バスなどの交通機関を利用して移動する場合は、その際、家庭の負担が多くならないように配慮した計画を立てる。
- ケ 保護者の負担も考慮し、大会や練習試合等の計画について十分配慮する。

(12) 練習計画(月の活動予定)

- ア 月予定の起案 …毎月25日までに翌月分を起案する。(データ入力)
- イ 保護者への伝達 …前月の最終週(7日以上前)までに月計画を配付する。
- ウ 週末の予定 …職員室ホワイトボード(部活動練習予定表)に木曜までに記入する。

(13) 廃部規定

- ア 競技の内容により、活動に支障をきたす場合
 - イ その他の諸事情により、部活動運営に困難が生じた場合
 - ウ 2年連続で新入部員の入部がない場合
- 上記のいずれかに該当し、生徒や学校、指導者の実態に応じて、顧問会議において審議して決定する。

(14) 部活新設規定

部活動の新設においては、内容を考慮したうえで顧問会議により審議し、学校長の判断により決定する。

(15) 部活動保護者懇談会

各部ごとに部活動懇談会を5月中に行い、次の活動及び確認を行う。

※使用する資料は前もって起案し承認していただくこと。

- ア 運営の趣旨と年間活動計画の提示
- イ 組織づくり（保護者代表等の選出）
- ウ 部活時の約束事の確認
- エ 選手登録や必要物購入について
- オ 部費についての確認（受益者負担、追加徴収の可能性あり）
- カ 活動時間の共通理解
- キ 保護者からの要望等について（意見交換）・必要に応じて管理職に報告

6 部活動費

(1)部活動費は、体育（運動部活動）・文化（文化部活動）的活動にかかる経費等についてのみ支出する。

※部活動が任意加入であることを鑑み、受益者負担とする。

(2)部活動費の項目及び支出規定は次に示す通りである。

- ・各部活動の運営において、必要物品等の購入を主な目的として支出する。
※3年生を送る会などのプレゼント代等、個人への購入はできない。
- ・運営経費として、各種大会参加費や登録費を支出する。
- ・部活動費は、今年度予算内で計画的に使用する。
- ・総体や新人大会のバス代は、公式大会については全額、市から補助が出る。

(3)会計処理については、取り扱いを適切に行ない納品書／請求書／領収証が揃うように処理し、2月末日までに会計処理が終わるようにする。

- ※ 現在在籍している生徒に還元できるように執行する。
年度末近くに執行することは望ましくない。

7 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

部活動数の精選・適正化を進め、複数顧問制により交代で指導する原則を徹底する。また、部活指導は、部活指導員及び部活動外部指導者の活用を市教育委員会と連携して促進する。

(1) 複数顧問制の推進等 ※複数顧問制の交代による単独指導の徹底をする。

ア 各部活動顧問について

部 名	顧 問	雨天時活動場所
野 球		伊勢の台 スペース 廊下 等 以上の場所をローテーションで使用する。または、教室等でミーティングも可とする。 天候などの状況によって練習内容を考える。
サッカー		
男子ソフトテニス		
女子ソフトテニス		
陸 上		
男子バスケットボール		通常通り
女子バスケットボール		通常通り
バレーボール		通常通り
男子卓球		通常通り
女子卓球		通常通り
剣 道		通常通り
柔 道		通常通り
吹 奏 楽		通常通り
美術		通常通り

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

原則、自チームが大会に参加しないときは、平日の役員等は不可とする。

→必ず、部活動主任（体育主任）、管理職に相談すること。

9 その他

- (1) 本校に運動部のない種目の大会参加について（水泳・駅伝など）
本人及び保護者の申し出に応じ、中体連主催の大会には参加することを認める。その際は、引率担当者を決め、保護者と連携・協力して遺漏なく大会参加できるようにする。
- (2) 部活動引退後の練習参加
原則として、引退後の練習については参加しないこととする。しかし、特技推薦、特色選抜等に合格した生徒で進路先決定後のトレーニングなどで活動する場合は、必ず学校長の承認を得てから、顧問及び担任の指導／許可のもと練習に参加することができる。また、高等学校の練習会に参加する場合は、高校側との確認を十分に行ない、移動中や活動中の事故などの対応について明確にしてから参加するものとする。
- (3) 卒業式後の練習参加
卒業後の中学校（本校）での練習・進学が予定されている高等学校での練習及び試合などについては、茨城県体育連盟要覧に記載されている「卒業生及び入学予定者の部活動への参加について（通知）」を参照して適切に対応する。※別紙資料参照

10 顧問&主将会議計画

月	顧問会議	主将会議
4	部活動運営要項の審議	部活動主将会議組織 編制・年間活動計画作成・練習規定の確認
5	部活動懇談会要項検討 総合体育大会対応審議	総合体育大会に向けて (各部の取り組み)
6		
7	夏季部活動の運営	夏季部活動について
8		
9	新人体育大会対応審議	夏季部活動の成果と課題 新人体育大会に向けて
10		新人体育大会の成果と課題
11	冬季部活動の課題	冬季部活動について
12		
1	部活動研修会（スポーツ傷害の予防と 応急処置）	部活動交流会の企画
2		
3	本年度部活動の反省と課題・会計決算 審議	本年度部活動の反省と課題

1.1 部活動中における事故・トラブル対応

- (1) 事故・ケガについて
- ・首から上のケガについては即時、家庭及び管理職へ報告。
→必要に応じて救急搬送。
 - ※対応に困ったときは、その付近にいる先生方に協力を求める。
(顧問は現場を離れないように)
 - ・その他のケガでも、翌日、部活動主任へ必ず報告する。
→診察の有無（保険の適用になる場合は養護教諭にも報告）